

ふるさと小野町会 ふれあい通信

秋元 延雄
(平館出身・千葉支部)



昨年「ふるさと小野町会」に入会しました秋元延雄です。入会のきっかけは、和泉匡哉さんからの紹介によるものでした。

そもそも和泉さんとの出会いは、私が以前勤務しておりました会社の宴席に、代理店の幹部として出席されていたのがきっかけでした。話すうちに同郷と分かり、小・中・高校の大先輩でもあることから以後親しくさせていただき、仕事上のアドバイスをいただくことも度々でした。その後、私の方は名古屋へ家族で転勤し、即席の名古屋弁を操りながら、東海・北陸地区を駆け回ること6年。さらに大阪へ単身赴任し、「東北なまりの大阪弁」とからかわれながら、大阪を起点に中国・四国・九州と飛び回ることで、何とか東京まで戻って帰ることが出来ました。ところが、落ち着いたのも束の間、

不況で会社も業績が悪化し、昨年仕事も変わったところで、もう転動もないであろうと思われたのか、和泉大先輩より入会のお誘いを受けた次第です。

ただ、せっかく入会したものの、小野町へ車で2時間半と便のよい千葉県柏市に落ち着いたのが幸いだったのか、一昨年父が軽い脳梗塞を患ったことで、月に2回は帰省する「ふるさと」が身近になってしまっている最近ではあります。

おかげさまで、ここ数年の高速代価値下げで我が家の家計は大いに助かっておりますが、この「ふるさと」は、このまま値下げが続くのであれば、週末は「ふるさと小野町で暮らす」というのも可能ではないかということですが、私はもともと、リタイア後は小野町へ戻ることを考えておりましたから抵抗はありませんが、首都圏での暮らしに慣れた家内(別名：仕分け人)には「小野町に慣れる」良い機会ではないかと思っております。

また、このケースは私個人だけにとどまらず、小野町の人口増加策として、手始めに首都圏住民への最近盛んになっている週末家庭菜園の提供、そして菜園別荘への発展とつなげていけないか！何か町に取り組みの提案を考えたところで、そういえば、町長は同級生の良チャンでありました。

国民年金

国民年金保険料の免除制度①

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。保険料の納付を続けることで、老齢基礎年金や万が一のときの障害基礎年金、遺族基礎年金が受け取れる制度です。

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」を利用してください。

●免除制度の種類

国民年金の保険料免除制度には「法定免除」と「申請免除」の2種類があります。

法定免除は、障害年金や生活保護法の生活扶助を受給している方などが届出を行うと保険料の納付が免除されるものです。

他方の申請免除には、本人・配偶者・世帯主のおのの前の前年の所得に依りて4段階の基準があり、基準額以下であれば、全額免除のほか、保険料の四分の三、二分の一、四分の一を納付すると残りの保険料の納付が免除となる一部納付(一部免除)があります。

全額免除制度は、次の所得基準の範囲内にある方が、対象となります。

▽所得基準

前年の所得が次の計算式で計算した金額の範囲内であること。

【計算式】

(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円

【例】

・単身世帯の場合
(0人+1)×35万円+22万円=57万円

※申請者(本人のほか、配偶者・世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※学生および任意加入被保険者の方は、対象外です。

※学生の方で保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例制度をご利用ください。

保険料の全額が免除された期間については、保険料を全額納付した場合の年金額の二分の一(平成21年3月分までは三分の一)が支給されます。

郡山年金事務所

024-9321-3434

町民生活課

72-6933